○火薬類の取締りに関する事務取扱い訓令

昭和 36 年 10 月 11 日 本部訓令甲第 9 号

[沿革]

昭和 37 年 9 月本部訓令甲第 15 号、38 年 4 月第 12 号、41 年 3 月第 3 号、12 月第 16 号、43 年 6 月第 19 号、45 年 12 月第 30 号、47 年 8 月第 10 号、51 年 3 月第 1 号、8 月第 7 号、61 年 3 月第 3 号、平成 6 年 3 月第 4 号、10 年 2 月第 2 号、11 年 3 月第 8 号、12 年 12 月第 26 号、13 年 3 月第 2 号、14 年 9 月第 23 号、第 25 号、15 年 3 月第 3 号、16 年 3 月第 8 号、22 年 3 月第 1 号、23 年 2 月第 2 号改正

(概要)

この規定は、火薬類取締法等に規定する火薬類の取締りに関する

- 運搬
- 立入検査
- 意見聴取
- 猟銃用火薬類等の譲渡

等について、必要な事項を定めたものである。